

神奈川県水道ビジョン検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県の水道の基盤強化及び広域化の推進に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県水道ビジョン及び神奈川県水道広域化推進プランに反映させるため、神奈川県水道ビジョン検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 神奈川県水道ビジョンの改定に関すること。
- (2) 神奈川県水道広域化推進プランの策定に関すること。
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項。

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、令和6年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 検討会は、水道に関する学識経験を有する者及び県民からの公募により選考された者等計6名程度をもって構成する。

- 2 検討会の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、会議設置の日から令和6年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討会に会長1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第6条 検討会は、会長が必要に応じて開催する。

- 2 最初の検討会は、第1項の規定にかかわらず、知事が開催する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護・水道グループが行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。